

総務委員会 議案説明資料

令和7年12月4日

件名	頁
1 第113号議案 足立区議会議員及び足立区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例・・・・・	2

(選挙管理委員会事務局)

第 113 号 議案 説明 資料

令和7年12月4日

件 名	足立区議会議員及び足立区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例																								
所管部課名	選挙管理委員会事務局																								
	公職選挙法施行令の一部を改正する政令が、令和7年政令第200号をもって令和7年6月4日に公布、同時施行されたため、当該条例の一部を改正する。																								
	1 改正内容 (1) 選挙運動用ビラの公費負担上限額 (一枚当たり) <table border="1"><thead><tr><th></th><th>単 価</th></tr></thead><tbody><tr><td>現 行</td><td>7円73銭</td></tr><tr><td>改正後</td><td>8円38銭</td></tr><tr><td>差 額</td><td>+0円65銭</td></tr></tbody></table> <p>※区議の公費負担上限枚数4,000枚、区長の公費負担上限枚数16,000枚。 ※上限を超過した金額は、候補者負担。</p> (2) 選挙運動用ポスターの公費負担上限額 (一枚当たり) <table border="1"><thead><tr><th></th><th>単 価</th></tr></thead><tbody><tr><td>現 行</td><td>962円</td></tr><tr><td>改正後</td><td>999円</td></tr><tr><td>差 額</td><td>+37円</td></tr></tbody></table> <p>※ ポスター掲示場数を614箇所とした単価。 (令和7年執行 東京都議会議員選挙、参議院議員選挙のポスター掲示場数) ※ 公費負担上限枚数は、ポスター掲示場と同数。 ※ 上限を超過した金額は、候補者負担。 ※ 単価の公費負担上限額は次の式で算定している。そのため、 ポスター掲示場が増えるほど、一枚当たりの公費負担額は減額となる。</p> <table border="1"><thead><tr><th></th><th>計算式</th></tr></thead><tbody><tr><td>現 行</td><td>$28円35銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500) + 586,905円 (\text{基準額})$ ポスター掲示場数</td></tr><tr><td>改正後</td><td>$30円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500) + 609,690円 (\text{基準額})$ ポスター掲示場数</td></tr><tr><td>差 額</td><td>$2円38銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500) + 22,785円 (\text{基準額})$ ポスター掲示場数</td></tr></tbody></table> <p>※公職選挙法施行令110条の4第2項1号による計算式。</p> 2 実施年月日 令和8年1月1日 3 新旧対照表 別紙のとおり		単 価	現 行	7円73銭	改正後	8円38銭	差 額	+0円65銭		単 価	現 行	962円	改正後	999円	差 額	+37円		計算式	現 行	$28円35銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500) + 586,905円 (\text{基準額})$ ポスター掲示場数	改正後	$30円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500) + 609,690円 (\text{基準額})$ ポスター掲示場数	差 額	$2円38銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500) + 22,785円 (\text{基準額})$ ポスター掲示場数
	単 価																								
現 行	7円73銭																								
改正後	8円38銭																								
差 額	+0円65銭																								
	単 価																								
現 行	962円																								
改正後	999円																								
差 額	+37円																								
	計算式																								
現 行	$28円35銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500) + 586,905円 (\text{基準額})$ ポスター掲示場数																								
改正後	$30円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500) + 609,690円 (\text{基準額})$ ポスター掲示場数																								
差 額	$2円38銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500) + 22,785円 (\text{基準額})$ ポスター掲示場数																								

足立区議会議員及び足立区長の選舉における選舉運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>第1条から第7条（略）</p> <p>（ビラの作成の公費負担額及び支払手続）</p> <p>第8条 区は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対して支払う。</p>	<p>第1条から第7条（略）</p> <p>（ビラの作成の公費負担額及び支払手続）</p> <p>第8条 区は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対して支払う。</p>
<p>第9条から第10条（略）</p> <p>（ポスターの作成の公費負担額及び支払手続）</p> <p>第11条 区は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>28円35銭</u>にポスター掲示場の数から500を減じた数を乗じて得た金額に<u>58万6,905円</u>を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。）を超える場合には、当該除して得た金額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じてポスター掲示場の数の範囲内のものであることに</p>	<p>第9条から第10条（略）</p> <p>（ポスターの作成の公費負担額及び支払手続）</p> <p>第11条 区は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>30円73銭</u>にポスター掲示場の数から500を減じた数を乗じて得た金額に<u>60万9,690円</u>を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。）を超える場合には、当該除して得た金額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じてポスター掲示場の数の範囲内のものであることに</p>

改正前	改正後
<p>つき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。) を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対して支払う。</p>	<p>つき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。) を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対して支払う。</p>
<p>2 この条例による改正後の足立区議会議員及び足立区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、施行日以後にその期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。</p>	<p>2 この条例による改正後の足立区議会議員及び足立区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、施行日以後にその期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。</p>
<p>第12条 (略)</p>	<p>第12条 (略)</p> <p>付 則 (令和7年 月 日条例第 号)</p> <p>1 この条例は、令和8年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の足立区議会議員及び足立区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、施行日以後にその期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。</p>